

Ⅲ. 留意いただきたい内容

Ⅲ. 留意いただきたい内容

共通事項

1. 障害福祉サービス等情報公開制度に係る「経営情報」の報告・公表

障害福祉サービス等情報公開制度は平成30年度に創設され、令和6年度の報酬改定において、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、各事業者における指定障害福祉サービス等の「基本情報」、「運営情報」（以下「基本情報等」という）について情報公表システム（WAMNET）上、未報告の事業者に対し、「情報公表未報告減算」が創設されました。また、これまでの基本情報等の報告に加え、令和7年9月より「経営情報」の報告が義務化されました。義務化に伴い、指定障害福祉サービス等の事業者は令和6年度決算情報から毎年度情報公表システム（WAMNET）により報告する必要があります。

（1）「経営情報」の報告期限

⇒毎会計年度終了後、3か月以内

※ただし、令和6年度決算情報の報告は経過措置が設けられているため、令和8年3月末までに報告してください。

※令和7年度決算情報は、次頁をご確認いただき報告をお願いします。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

共通事項

(2) 「経営情報」の公表

報告された「経営情報」は、今後国が示す方針に基づきサービス毎にグルーピングした分析結果を公表します（個人や事業所が特定される形で公表されることはありません）。

(3) 「経営情報」未報告に伴う『情報公表未報告減算』の適用

令和6年度報酬改定において、情報公表システム上未報告となっている事業者に対する「情報公表未報告減算」が創設されました。これにより「経営情報」が報告期限までに未報告であった場合で、指導後（運営指導で確認した場合は、指摘事項等の文書が到達した時点から）14日以内により改善が見られない場合は、報告期限の翌月から減算が適用されます。

※令和6年度決算情報については、報告期限である令和8年3月末までに報告がなかった場合で、指導後（運営指導で確認した場合は、指摘事項等の文書が到達した時点から）14日以内に改善が見られない場合は令和8年4月から減算の対象となります。

※令和7年度以降の決算情報についても、報告期限までに報告がない場合は減算が適用されます。

(4) 「職員の一人あたりの賃金」、「職種別の賃金」の報告

「経営情報」報告の義務化に伴い、「基本情報」においても「職員の一人あたりの賃金」の項目が追加されました。この「職員の一人あたりの賃金」及び経営情報の「職種別の給与」については任意での報告事項になります。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

共通事項

情報公表制度に係る報告方法や情報公表未報告減算の適用要件・適用期間については下記市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1439/g/b/61885.html>

(福祉指導監査課> 業務案内> 障害福祉関係> (事業所指定関連)> 障害福祉サービス等情報公表制度等について)

情報公表制度全般について (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html